

平成〇年（特ノ）第〇〇号特定調停事件

申立人 〇 〇 〇 〇

相手方 株式会社〇〇〇

民事執行停止決定申立書

平成〇年〇月〇日

〇〇簡易裁判所 御中

申立人代理人司法書士 〇 〇 〇 〇 印

第1 申立ての趣旨

相手方から申立人に対する〇〇地方法務局所属公証人〇〇〇〇作成平成〇年
第〇〇〇号公正証書の執行力ある正本にもとづく〇〇地方裁判所〇〇支部
平成〇年(ル)第〇〇号債権差押命令事件は、御庁平成〇年（特ノ）第〇〇〇号
特定調停事件が終了するまで停止する。

との決定を求める。

第2 申立ての理由

- 申立人は、相手方に対する債務弁済方法について特定調停を申し立て、御
庁平成〇年（特ノ）第〇〇〇号特定調停事件として係属中である。
- 申立人は、妻〇子、長男〇男（小学校2年生）の3人家族であり、〇〇〇
株式会社に勤務して月々20万円の手取収入を得、妻〇子もスーパー〇〇に
パートとして勤務し月に8万円程度の収入を得ている。
- 一方、申立人の家族が暮らす借家の家賃は月5万円であり、水道光熱費お
よび電話代約4万円 食費約8万円、車輛関係費約2万円、雑費3万円を要
するため、月々の支出合計は約22万円である。この他 申立人は、相手方
を含め、貸金業者6社に対し総額約180万円の負債を負っている。
- したがって、上記の生活状態で推移する限り、本件調停が成立すれば、債
権者全員に対して月当たり6万円の按分弁済が可能であり、また、7月と12
月の賞与（平成〇年の実績年70万円）の一部で突発的な出費にも対応する
ことが可能である。
- 相手方は、申立人に対する〇〇地方法務局所属公証人〇〇〇〇作成平成〇
年第〇〇〇号公正証書（以下、本件公正証書という）の執行力ある正本にも
とづいて〇〇地方裁判所浜松支部に対し申立人の給与債権差押の申立をし、
平成〇年〇月〇日、上記裁判所は相手方の申立を認容して債権差押命令を発

令し（〇〇地方裁判所〇〇支部平成〇年（ル）第〇〇号債権差押命令事件。以下、本件差押という）、平成〇年〇月に支給される給与より申立人の給与が差し押さえられている。したがって、以降、申立人の手取収入は、差押金が控除された 15 万円となっている。

6 本件公正証書に記載された債権の内容は、申立人相手方間の、平成〇年〇月〇日付金銭消費貸借契約にもとづく残金 36 万円について約定したものであり、その後、申立人が一部について弁済をしたため、債務残高は 28 万円となっている。

7 申立人は、本件調停を申し立てるにあたり、これまで毎週のように通っていたパチンコをやめ、経済的に再生することを強く決意している。また、申立人の勤務する〇〇〇株式会社の経営も安定しており、妻〇子の勤務するスーパー〇〇からも 2 時間の勤務時間延長の申し入れを受けているため、負債総額、収入状況、返済能力等を総合的に勘案すると、本件調停が成立する蓋然性は極めて高く、申立人の債務整理については本件調停によることが最も適当である。

8 ところが、本件差押が係属するかぎり、上記のような弁済計画の履行は不能である。

9 よって、本件差押は停止していただき、本件調停により分割弁済の合意をしたく、本申立てに及ぶ次第である。

添 付 書 類

1 公正証書正本	1 通
2 金銭消費貸借契約書	1 通
3 債権差押命令正本	1 通
4 申立人の給与明細書	1 通
5 申立人妻の給与明細書	1 通
6 陳述書	1 通